

# ワーケーション推進事業プロモーションビデオ 制作業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書

## 1 はじめに

---

大石田町には、自然や文化、食などの豊かな観光資源が数多く存在する。こうした魅力をより印象深く伝えるために、観光資源を整理・収斂させ、観光の目的地やワーケーション先として大石田町に行ってみたいと思わせるようなストーリー性の高い観光プロモーション動画を制作し、インターネットやSNS、各種イベントなどで、旅前（\*1）の国内外の観光客や企業等に向けて発信することで、大石田町への観光客増加に加え、滞在時間の延長や関係人口の増加を目的とする。

\*1 旅前：旅行に出かける前に下調べや準備をする期間のこと。

## 2 委託業務名

---

ワーケーション推進事業プロモーションビデオ制作業務

## 3 委託期間

---

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

## 4 履行場所

---

山形県北村山郡大石田町地内 ほか

## 5 業務内容

---

本業務の目的及び町の魅力を理解し、本動画等の作成に係る全ての業務を行うものとする。

### 5-1 企画・構成・演出

プロポーザルでの提案内容を基に、受託者と大石田町で協議し、動画の内容等をもりこんだ企画書を制作し、決定する。また、企画書に合わせて、脚本、絵コンテ、撮影計画の制作等を大石田町の確認・承認を得ながら進めること。

本業務の目的を踏まえ、効果的な表現・演出、音楽、効果音等を設定し、大石田町の環境・風土の特長や独自性、魅力等を分かりやすく伝えるものを提案すること。

#### (1) 制作方針

長尺動画（3分～5分程度）を2本制作する。

また、これらの動画をベースとして、大石田町公式 SNS（Instagram、YouTube 等）に活用するショート動画（15秒程度）をスーパー・テロップ3言語×4本制作すること。

#### (2) 動画内容

制作する動画は、それぞれ、以下のとおりとする。

なお、動画の解像度はフルハイビジョン以上とする。

また、ナレーション言語及びスーパー・テロップは下記のとおりとする。

##### ①「東京都、神奈川県を中核とする首都圏を対象とした長尺動画」

ナレーション…日本語 スーパー・テロップ…日本語

##### ②「国外からの来訪者を対象とした長尺動画」

ナレーション…英語 スーパー・テロップ…英語

##### ③「大石田町公式 SNS（Instagram、YouTube 等）に活用するショート動画」

ナレーション…なし スーパー・テロップ…日本語、英語、台湾華語

なお、動画内容の詳細等については、契約締結後に大石田町と協議の上、決定し、適宜双方で連携しながら進めること。

## 5-2 撮影

(1) 企画構成に基づき、本動画等の作成に必要な映像の撮影を行う。このとき、撮影に係る肖像権・著作権処理及び諸手続は委託業務に含むものとする。また、撮影に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

(2) 大石田町でロケーション撮影を行うこと。

(3) 本動画等制作に付随する連絡調整、取材、撮影、編集等の業務台本に基づき、大石田町内において映像・画像の撮影を行うこと。必要に応じ、既存の映像・画像等の使用を認める。

### 5-3 編集

- (1) 動画においては、映像の加工・編集、ナレーション、音楽・音楽効果、スーパー・テロップの挿入等の編集作業を行う。
- (2) 完成までに本町による内容確認及び修正指示の機会を複数回設ける。
- (3) 音楽用素材の使用については、原則、オリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は手続き等を受託者において行うこと。
- (4) 長尺動画について画面縦横比率を16:9とする。ショート動画については、スマートフォンなどでの視聴を想定し、縦動画とする。

## 6 成果物

---

成果物は以下のとおりとする。

- (1) 完成動画（長尺動画2本、ショート動画3言語×4本）
- (2) 動画制作時に使用した生データ  
本業務のために撮影・制作・使用した動画及び画像のデータ
- (3) 著作権処理状況一覧表  
各動画のサムネイル画像。使用フォント、BGM・効果音のリスト、著作権処理状況を記載した一覧表を添付すること。

## 7 特記事項

---

- (1) 本業務を開始するに当たっては、大石田町と事前に十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務で制作したコンテンツについては、契約終了後も各媒体で無期限に公開を継続できるようにすること。その際に生じる出演料、楽曲使用料等については、受託者の負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の実施のために受託者自らが創作したコンテンツについて、委託期間終了後、大石田町に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。また、二次利用も含め、大石田町が自由に使用できるものとする。ただし、既存の楽曲等、著作権の譲渡が難しいものが含

まれる場合は、プロポーザルの段階で大石田町の了承を得るものとする。

- (4) 受託者は、委託期間中及び委託期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様書に記載のない事項または仕様書の内容に対する疑義が生じた場合は、大石田町と受託者で協議の上決定する。

## 16 事務局

---

大石田町総務課 担当：遠藤、名垣

住所：〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町1番地

電話：0237-35-2111（代表） FAX：0237-35-2118

E-mail：somu@town.oishida.yamagata.jp

以上